

○松阪市空家等対策協議会規則

平成30年5月2日規則第37号
改正 令和5年12月12日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき設置する松阪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議を行う。

- (1) 空家等対策計画（法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 管理不全空家等（法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。次号において同じ。）及び特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。次号において同じ。）に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、松阪市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成22年松阪市規則第55号）第2条第2号に規定する副市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は第3条第2項の規定による副市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部建築開発課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

附 則（令和5年12月12日規則第70号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。